

町の人口

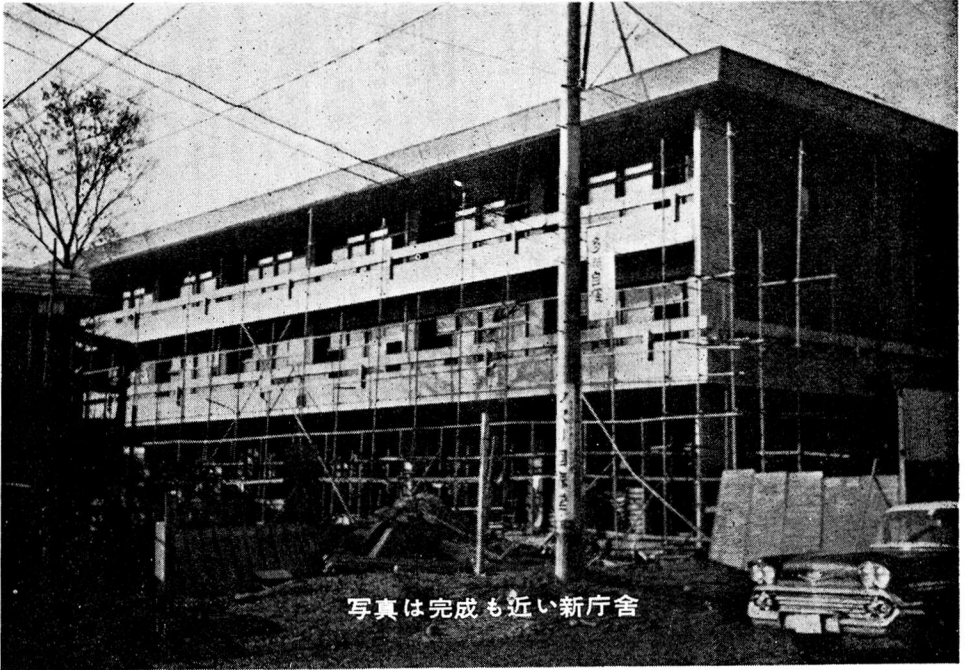
昭和38年12月1日現在	
総人口	28,302人
内{男	13,678人
女	14,624人
世帯数	8,286戸
転入(11月中)	306人
転出(11月中)	139人



1963.12.10

No. 40

発行所 福生町役場
 発行兼 総務課
 編集人
 印刷所 昭和印刷KK



写真は完成も近い新庁舎

12月の



○年賀郵便の特別取り扱い期間(12月15日～12月28日)
 年賀郵便の特別扱いは、はがきだけで、書状は特別扱いをされない
 ので、年末に差し出すと一般郵便とみなされて年内に配達されてしま
 う都合で年内に書いておいても、ポストに入れるのは新年になつてから
 のほうが無難である。また、はがきの場合でも、特別取り扱い期間をき
 てから差し出すと、大分そかに年賀状が届くということもあるから、こ
 の点の注意をする。

(郵政省)

○新有権者の感想文募集(12月中) 自治省では、公明選挙運動
 の一環として、来年一月十五日に成人式の日を迎える全国の新有権者
 から感想文を募集している。内容は、新有権者として民主政治とくに選挙
 に対する心構え、一票を行使する抱負など。原稿は二千字以内で
 来年二月五日(予定)が締め切り日となっているので、たくさん応募す
 るよう周知をはかる。

(自治省)

○農閑期における読書のすすめ(12月中) 冬の農閑期は農村
 の読書シーズンである。ところが最近のテレビ・プームで余暇はとん
 どをテレビに吸いとられる傾向が強く、全国的に本を読むことが少なくな
 っている。農閑期に当たり読書の必要性について人々の関心を高めた
 い。

(全国農協中央会)

○インフルエンザの予防(12月中) 例年冬にはインフルエンザ
 が流行し、小・中学校など臨時休校するところが少なくない。学校で
 は児童生徒に対して予防のために保健教育を行ない、家庭でもこどもの
 健康状態を常に注意し、過労を避けるようにさせる。マスクの適正な使
 用うがいの励行などについて指導する。

(文部省)

○旅の新生活運動(12月中旬～12月下旬の予定) 旅の新生
 活運動は従来交通機関を中心に展開されてきたが、昨年度からは国土を
 美しくする運動と呼応して、とくに日光地、公園、スキー、スケート場
 山などに範囲を拡大するよう計画されている。

こんどの運動は年末という特殊な時期をとらえて展開することにした
 ので、旅行途中の事故防止とともに、他人に迷惑をかけることなどを
 中心に、公衆の場のルールを守る習慣を身につけるようしたい。

(新生活運動協会)

○売春防止特別活動(12月中旬から一か月の予定) 十二月
 中旬から売春防止のための特別活動が実施される。女性の転落防止と保
 護更生について、各方面の活動を一層強化するために、毎年行なわれてき
 たもの。この際売春防止について国民の関心をさらに喚起していきたい。

(労働省)

年末の防犯

この時期特有の社会環境に特に注意しました刑法犯は、七九件で月平均より三十三件も多く年間月の最高件数を示しています。

この月によつばらいや、ぐれん隊などによる小暴方もふえ、年末の忙がしに少年の放任や学期休みの気楽さから少年の非行化も目立つてきました。

そこで、このように多くなる犯罪の予防の一つに防犯連絡所の利用があります。

この自主的な防犯連絡所は常に警察と連絡を密にして防犯の思想に協力し、見やすい箇所に表示を掲げて犯罪のない明るい町づくりを活動し

ています。

この時期特有の社会環境に特に注意しました刑法犯は、七九件で月平均より三十三件も多く年間月の最高件数を示しています。

この月によつばらいや、ぐれん隊などによる小暴方もふえ、年末の忙がしに少年の放任や学期休みの気楽さから少年の非行化も目立つてきました。

そこで、このように多くなる犯罪の予防の一つに防犯連絡所の利用があります。

この自主的な防犯連絡所は常に警察と連絡を密にして防犯の思想に協力し、見やすい箇所に表示を掲げて犯罪のない明るい町づくりを活動し

うに依頼する。

三、ゆすり

強引な寄附とか、無理に正月飾りをして金銭を強要するものが、あつたら警察に届けよう。

四、かつばらい

酔つて道ばたや駅に寝ていると介抱するとみせかけてカバンやさしふを盗むものが多い。

酔うくせのある人は、大事なものは持つて歩かないこと。知人に自宅まで送つてもらうこと。

五、スリ

デパートや駅、金融機関の近くには、集団の暴力スリが心ずいかなものと仮定してボンヤリ歩かないこと。

六、詐偽

つり銭詐偽やせ店員、にせ集金人が横行するから必ず念を入れること。

二、しのび込み

外出の際は金銭や貴重品はカギのかゝるとこに分散しておく。家を長期あける時には、近所の交番にパトロールのときに念を入れてもらうよう

防火について

(避難訓練)

寒気のきびしくなるにつれて暖房等の使用が多くなり火災発生の危険もふえます。

消防団では各家庭の全寮パトロールを行つたりして特別警戒体制に入りました。

田畑や道路端に枯草のしげつたものに心ない通行人の煙草の吸がらや、こどもいたすら等による火災も発生します。

所有者(土地)や管理人は草を刈りとるとかして適切な



処理をしましょう。

また、学校の火災も各地に毎年起きています。町立の小中学校の児童生徒も真剣に避難訓練を行います。

この冬こそ火災防止に子供も大人も心掛けよう。

(写真は第二小学校の訓練)

福生都市計画街路Ⅱ2号線(通称柳通り)の一部が左記の通り事業決定されました

記

- 一、建設省告示第二七四七号
 - 一、街路番号Ⅱ等Ⅱ類2号線
 - 一、巾員 一六m
 - 一、延長 約五〇〇m
 - 一、事業年度、昭和三十八年度
 - 一、昭和四十二年度
- 右関係図書は東京都及福生町役場都市計画課に備えてあります。

加美平区画整理地区内に借地権を有する方々へ

加美平区画整理地区内に借地法にもとづく借地権を有する方々は左記により申告して下さい。

記

- 一、申告期限は昭和三十八年十二月三十一日まで
- 一、申告用紙は都市計画課にあります。
- 一、申告のさいは両者の印鑑証明書が必要です
- 一、今度の申告は選挙人名簿の作製の為ですからこの申告をしなくても区画整理の為の権利は消滅する事はありません。

☆募集☆

ボーイスカウト 隊員

ボーイスカウトも団結以來三年を経過し、年々充実しておりますが、次により年少隊員を募集いたします。

希望者は福生町教育委員会に応募用紙がありますから申出て下さい。

一、応募資格 現在小学校二年生~四年生の男子

一、募集人員 三〇名

一、募集期日 昭和三十八年十二月二十日まで

四月入所訓練生(中学卒)

職業訓練生

訓練期間 一月および六ヶ月

職業安定所

募集期間 十一月十五日~三十九年一月十四日

交通安全



○重点項目

①歩行者は手で合図して横断歩道を渡りましょう。

②運転者は横断歩道では車を止めて歩行者を渡しましょう。

③酒を飲んで車を運転することをやめましょう。

④みだりに警笛を鳴らすのはやめましょう。

本年の十月末までに福生警察管内で発生した交通事故件数は六二〇件に達し、昨年同期に比較して一二四件の増加となっております。

死亡は一件で昨年より三件増、重大事故は四六件で昨年より二〇件ふえ、大きい事故においては二件も増加していることになりました。

毎年の年末年始には酒をのりて運転したり、速度超過になりがちなため事故が急増し、昨年も十一月一日から十二月三十一日までの間に死亡五件、重傷六件も発生しました。

これらの事故を防止するための指導取締りに出来るだけの制服の警察官が街頭に配置されますが歩行者も運転者も明るい正月を迎えることが出来るようにつとめましょう。

〇いつでも、どこでも、だれにでも、しんせつ〇

青少年を守る運動もだんだんと成果をあげてまいりました。

第四期は十二月から一月で第五期は二月から三月を中心にして展開してゆくこととなります。

第四期は年末年始や学校の休みが多く、また職場においても、正月休みなど余暇の多くなる時期であり、とかく緊張感がうすれがちになります。

また、かぜにかかると多くなり、十分注意し、規則正しい生活がつけられるよう、家庭、学校、職場においても指導してゆくことが大切です。

第五期は、学期末に在る反面、進学、就職などの問題で、とりまれば心身もゆるみ勝ちとなりますが、家庭の皆さんも青少年が余暇を本当に役立たせるために、健全な屋外レクリエーションを奨励し、青少年の体力増進と健康の保持につとめるよう配りましょう。

青少年を守る運動

= 第四、五期 =

① 青少年の非行防止
② 社会環境の浄化

④ 健全な余暇の指導
町では青少年問題協議会が中心となつて、地区委員会をはじめ、みなさんのご協力のおかげで、これらの主旨が十分に生かされています。おたがいがこの運動を推進するように心がけて下さい。

青年学級紹介

- 英会話 三クラス、西多摩自治会館 毎週(火、木)午後七時三〇分から
 - 華道 福生商協、毎週(木)午後八時から
 - コーラス 福生第三小学校音楽室、毎週(水)午後八時から
- 以上のうち、英会話、華道については、いつ中込まれても結構です。

◎問い合わせ先
英会話……役場教育委員会
会教育係
華道……商協(福生駅前通り)
青年学級ではやりたいこと、(希望内容)等ありますので、学級開設又は援助をしますため、十五名以上のグループなら申請して下さい。

歳末たすけあい運動に ご協力下さい

年の瀬の訪れとともに、私達の周りには、この冬を温く過ごすことができず、毎日の生活におわれている不幸な方がいます。

こうした方々にたいし、町の一人一人が温い手をさしのべて、共に明るい新年を迎えることができるようにと始まったのがこの歳末たすけあい運動で、本年も去る十一月二十日から婦人会のご協力をいただいで行っておりますので、婦人会の方々がみなさんのご家庭にお伺いしたときは、よろしくご協力下さいますようお願いいたします。

赤い羽根
〓三二九、四七二円〓

みなさんのご協力により実施された赤い羽根共同募金は本年も好成绩をおさめる事ができました。

この運動の実績をつぎのとおり報告します。

- 一、目標額 二〇三、四〇〇円
- 一、募金額 三二九、四七二円

お願ひ申し上げます。
なお、期間は十一月二十日から十二月三十一日までです。

町内名募金額	町内名募金額
南 五、三〇〇	長沢一 七、五〇〇
内 出 七、四〇〇	長沢二 七、七〇〇
武蔵野 六、六〇〇	加美一 七、五〇〇
鍋 一、三六〇	加美二 三、四〇〇
鍋 二、七六〇	本町一 二、〇〇〇
熊 牛 三、四〇〇	本町二 八、四〇〇
福生一 三、三〇〇	本町三 五、七〇〇
福牛 二、三〇〇	中央 六、六〇〇
原谷 三、三〇〇	本町六 九、六〇〇
志茂一 二、〇七〇	本町七 六、六五〇
志茂二 三、七六〇	本町八 三、二七〇
永田 九、六〇〇	

今日は、
固定資産税
第四期分納期です
十二月二十七日

登記所からお願ひ

年末における登記所の事務は十二月二十八日(土曜日)正午をもって打ち切りたいと思ひます。
毎年年末には登記台帳関係事件が急激に増加し混雑しますので、事務締切り間近かに提出された事件は年内に処理が完了できない場合も考えられます。
それで、登記・登録の申請または謄抄本・印鑑証明等各種証明の申請はなるべく早めに提出されるように、ご協力をお願いいたします。
(東京法務局福生出張所)

クリスマスパーティー券も 印紙が必要

クリスマスパーティーの時期をひかえ各所のパーティーがあります、このパーティー券は物品切手となり次のように印紙税が課税されます。
記載金額一五〇円を満たないもの……非課税
五〇円から百円まで……六円
百円以上は……六円を増すごとに、またその端数とともに……六円
金高の記載のないもの……六円
ご不明の点は青梅税務署消費課係へお尋ね下さい。



福生町小口事業資金融資についてお知らせ

町では健全な商工業、運輸、サービス業を営む方々の事業を育成し振興を図るため、次により小口事業資金の融資を行なつていきます。
希望者はお申込み下さい。
○融資期間 十ヶ月以内
○金額 二十万円以内
○利率 日歩三銭
なお、詳細については福生町商工会、役場産業課へお問合せ下さい。

名簿を配付 いたします

大きな事業所、及び建築戸数五〇戸以上の公営住宅団地の名簿を作成いたしましたとして、これを経営上の資料として利用される方には先着順に無料配付いたします。役場産業課か福生町商工会に申込下さい。

官公庁、事業所、住宅
団地
西多摩郡内の市町村にある
従業員三〇人以上の官公庁、

議 会 報 告

上水道用深井戸をふやす

才三次拡張工事

第七回福生町議会臨時会は去る十一月二十五日開かれまし

議事日程に従い二つの議案が慎重に審議され可決を見ま

した。福生町上水道第三期拡張工事の施行について(議案第一〇六号)

△目途年次昭和四八年度総人口六一、〇〇〇人、総給水人口五五、〇〇〇人

給水普及率九〇%を計画の基本にして、配水管や導水管、配水池を新設す

る。また、福生町大字熊川地区には水源(深井戸)を新たに一井設け、福生町大字福生及武蔵野の一部に深井戸を四井ふやす。

△支出方法 昭和三九年から四三年まで合計二二一、五〇〇、〇〇〇円

△工期 起工 昭和三九年度 竣工 昭和四三年度 (五ヶ年間)

△内訳 起債 一九六、〇〇〇円 事業収入 三五、五〇〇、〇〇〇円

△その他 〇、〇〇〇円

◎新庁舎備品購入契約について(議案第一〇七号) △その一

品目及数量、家具一三八点(階二階及び議場) 契約金額 三二八万三千円也

△その二 品目及数量、家具一七点(議場を除く二階及び記者室) 契約金額 一四六万八千円也

水道の冬じたく

寒い冬の到来です、ご家庭でも水道管や蛇口を布やコモ等に包んでぬれないようにカバーをしてありますか?

これからは凍結によつて故障が多くなります。いまのうちには防寒対策や故障の修理を完全にしておいて下さい。

もしも蛇口が凍つて水がでない時などは無理にまわしたり熱湯を直接かけないようにし又あけた水栓は元どおりにしておきましょう。

◎防寒用の材料及び蛇口カバー等には工事店にあり。防寒用材料 一〇〇〜一

三〇円位 蛇口バスキンス(コマは)一ヶ二〇円前後

町を美しく

住民課

より

昭和三十八年十一月一日より有効の新しい米殺通帳は、登録されているお米屋さんにあります。

転入、転出 転居等の場合は、そのお米屋さんから受取つて役場へお出しください。

成人式のお知らせ 町では「成人の日」に、この日を初めて迎える方々(昭和十八年一月十六日から昭和十九年一月十五日までに生れた方)を招いて、成人を祝う記念式典を西多摩自治会館において行ないます。(詳細は新年号でお知らせします)

新入学児童の(昭和三十九年度) 父兄のみなさん

昭和三十三年四月二日から昭和三十三年四月一日までに生まれたお子さんは四月から小学校へ入学することになりますので、つぎの事柄に十分ご留意下さるようお願い申し上げます。

1 保護者への通知 教育委員会で該当者を調査し住民登録にもとずいて二

ス・ポ・ット

こたつ の 衛 生

月十日頃までに「入学通知書」をお届けします。(万一一期日までにお手元に届かなかつた場合は教育委員会まで申し出下さい)

1 外国人の入学 外国人に該当するお子さんの入学を希望される場合は三月十日までに教育委員会に申し出て下さい。(この場合外国人登録がしてありませんと入学出来ませんので、ご承知置き下さい。)

こたつは室町時代からあつて、そのころはしよぐら(床机)に腰をかけ、足をのせる足温器のようなものであつたらしい。こんにち使つてゐるようなぐらこたつは、江戸時代の初めにできたもので、それから少しも変化してゐない。こたつは、わが国独特の暖房器具で、家庭生活の実情に即してあり、半畳の堀りこたつの燃料費は、木炭だと火鉢の半分かつ三分の一である。電気でも非常に少ない経費ですむといふ経済性は高く評価されてゐる。しかし、こたつにも罪な点がある。こたつうまでもない。まず第一に、非活動的で不精にへややすを暖かくするのが理想なのであるが、日本家庭では開放的な上に、経費のこたつもあつて火鉢一つか、こたつ一つといふ例が多い。このためへやの温度は廊下と変わらない冷え

年末、年始の役場 業務のご案内

〇十二月二十八日(土) 一般事務は午前十一時三十分まで 〇十二月二十九日(月) 〇十二月三十一日(火) 〇正月三日間(水、木、金) 〇四日(土) 一般事務は午前八時三十分開始十時迄 〇六日(月) 平常どおり行います。

